

令和4年度指名停止等の運用状況一覧

令和5年3月10日現在

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
1	株式会社田中建設	秋田県鹿角市花輪字大川添26	令和4年4月1日から令和4年6月30日まで (東北地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社田中建設の代表取締役が、秋田県鹿角市の前市長から教示された、鹿角市発注工事の工事価格を基に入札し落札したことが、入札の公正を妨害した疑いで、令和4年2月9日逮捕された。 このことが、工事請負契約等に係る指名停止措置要領 別表第2第10号の措置要件に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うものである。
2	パシフィックコンサルタンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町3-22	令和4年4月18日から令和4年5月17日まで (中部地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号ア (公契約関係競売等妨害又は談合)	令和4年2月17日付け環中地総発第 2202171 号にて連絡した件について、その後有資格業者の社員が、関連業務に係る富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月14日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕されたことによるもの。
3	常磐開発株式会社	福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1	令和4年4月18日から令和4年6月17日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号ア (公契約関係競売等妨害又は談合)	常磐開発株式会社の元社員2名は、福島県檜葉町発注工事の入札において、同町職員が漏洩した入札情報を基に落札したとして、令和4年3月8日、福島県警察に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された。 このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第 9号大臣官房会計課長通知)別表2第8号アに該当するため当該事業者に対して指名停止を行うものである。
4	株式会社イトウ建材店	秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下74-10	令和4年4月26日から令和4年7月25日まで (東北地方環境事務所管内)	指名停止等の措置要領(工事) 別表2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社イトウ建材店の会長が、秋田県鹿角市の前市長から教示された、鹿角市発注工事の工事価格を基に入札し、工事を落札したことが入札の公正を妨害した疑いで、令和4年3月2日逮捕された。 このことが、工事請負契約等に係る指名停止措置要領 別表第2第10号の措置要件に該当するため、当該業者に対し指名停止を行うものである。
5	りんかい日産建設株式会社	東京都港区芝2-3-8	令和4年5月11日から令和4年6月10日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第3号 (過失による粗雑工事)	りんかい日産建設株式会社は、鹿島港湾・空港整備事務所が発注した「令和2年度 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区岸壁(-12m)本体他工事」において、ケーソンの据付を行ったが、当該箇所の隣接区域を施工中の受注者からケーソンの法線出入が許容値を超え海側へ出ているとの報告があり、再測量した結果、ケーソン法線出入が許容値を超えていることが判明した。 このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表1第3号(過失による粗雑工事)に該当すると認められるため。
6	株式会社三邦工務店	千葉県市川市若宮一丁目17番5号	令和4年5月16日から令和4年6月15日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社三邦工務店は、平成30年11月3日、千葉縣市川市の当該業者資材置場において、当該業者の業務に関し、法定の除外事由がないにもかかわらず、廃棄物である木材及び事務椅子合計約161キログラムを焼却した。この件について、同社及び同社代表取締役は、令和2年1月14日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
7	総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂1-6-6	令和4年5月16日から令和4年6月15日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	総合警備保障株式会社の元使用人が、当該業者の使用人であった令和3年10月28日、ATM(現金自動預払機)のメンテナンス業務中に、千葉県内の金融機関の支店など6カ所に設置されたATMから現金計9,598万円を盗んだとして、窃盗の疑いで令和4年1月5日、千葉県警に逮捕された。 このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
8	村上建設工業株式会社	宮城県仙台市若林区若林7-2-8	令和4年5月26日から令和4年6月25日まで (東北地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	同社が入場していた石巻市鮎川浜南地内の工事現場で令和3年2月23日に発生した作業員負傷事故について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を同年3月3日に提出したとして、令和3年12月9日に石巻簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。当該行為は不正又は不誠実な行為であり、「工事請負契約に係る指名停止措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表第2第16号に該当するため。
9	株式会社中田組	北海道稚内市港2丁目8番30号	令和4年6月1日から令和4年6月30日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	同社は、令和3年7月10日午後4時15分頃、同社所有の汽船を、同社社員を船長として、稚内市ノシャップ2丁目2820番地先海域において、船舶検査証書に記載された最大搭載人員5人を1人超えた6人を同船に搭載し運行し、これにより、令和4年3月28日、同社及び同社社員は稚内簡易裁判所から船舶安全法違反として罰金10万円に処され、罰金納付によりその刑が確定したことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
10	和商株式会社	北海道札幌市西区発寒15条13丁目1番45号	令和4年6月17日から令和4年8月16日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	同社は、建設業法第27条の23第1項の規定に違反し、有効な経営事項審査結果を有していないことにより、同法施行令に定める建設工事を請け負うことができないにもかかわらず、公共工事の入札に参加し、請負契約を締結したことが、同法第28条第1項第2号に該当するものとして、北海道知事から指示処分を受けたことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第13号(建設業法違反行為)に該当すると認められるため。
11	株式会社ジイケイ設計	東京都豊島区高田3丁目37番 10号	令和4年5月18日から令和4年6月17日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	本件有資格者の社員が、富山県富山市が発注した業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日及び令和4年2月14日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕され、元取締役についても、令和4年2月14日に書類送検され、令和4年3月8日、社員とともに公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第8号(公契約関係競売等妨害又は談合)イに該当すると認められるため。
			令和4年5月26日から令和4年7月25日まで (東北地方環境事務所管内)		富山県富山市が発注した業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日と令和4年2月14日に公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕され、元取締役についても、令和4年2月14日に書類送検され、令和4年3月8日に社員とともに公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。当該行為は公契約関係競売等妨害であり、「工事請負契約に係る指名停止措置要領について」(平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表第2第8号に該当するため。
			令和4年5月31日から令和4年6月29日まで (九州地方環境事務所管内)		同社の社員が、富山県富山市が発注した業務委託の契約に関し、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日と令和4年2月14日に公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕され、元取締役についても、令和4年2月14日に書類送検され、令和4年3月8日、社員とともに公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたため。

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
12	株式会社コンテック	福島県双葉郡檜葉町大字井出字八石42-16	令和4年6月30日から令和4年9月29日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第14号 (不正又は不誠実な行為)	令和4年4月14日に株式会社コンテック(以下「受注者」という。)と契約締結した「令和4年度大熊町の対策地域内廃棄物(片付けごみ等)選別・仮置場運営業務(単価契約)」について、受注者が契約約款に規定する仕様書に従って業務を履行しなかったため契約解除に至った。このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止措置要領」平成30年7月12日付環境会発第1807124号大臣官房会計課長通知)別表2第14号に該当するため当該事業者に対して指名停止を行うものである。
13	株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	令和4年7月8日から令和4年8月7日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)内における建設工事を巡り、株式会社銭高組元名古屋支店長及びアイサワ工業株式会社名古屋支店長が令和4年5月31日に、公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴されたことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第8号(公契約関係競売等妨害又は談合)イに該当すると認められるため。
14	アイサワ工業株式会社	岡山県岡山市北区表町1-5-1			
15	株式会社浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル	令和4年9月28日から令和4年10月27日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第8号イ (公契約関係競売等妨害又は談合)	同社の元千葉営業所長は、営業所長だった令和2年4月、千葉県市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者らから事前に工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害容疑で千葉県警に逮捕されたことは、当省の「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日環境会第9号)別表2第8号(公契約関係競売等妨害又は談合)イに該当すると認められるため。
16	株式会社創基	東京都港区赤坂1丁目9番13号三會堂ビル	令和4年9月13日から令和4年10月12日まで (関東甲信越)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第14号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社創基は、令和4年8月18日に開札を行った「令和4年度石綿健康被害救済法の被認定者等への建設アスベスト給付金制度の周知に係る印刷及び梱包発送業務」の一般競争入札(最低価格落札方式)において落札者となった。しかしながら、同日、株式会社創基の担当者より連絡があり、本件入札金額に郵送費を計上していなかったため、入札を辞退したい旨申し出があった。上記の入札辞退により、本件の入札手続きに遅延を及ぼすこととなったことによる。
17	藤英建設株式会社	千葉県旭市二の6292-4	令和4年10月7日から令和4年10月20日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	藤英建設株式会社は、令和2年4月29日、千葉県旭市の工場におけるスレート屋根補修工事において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼす恐れがあったにもかかわらず、幅30cm以上の歩み板を設ける等の労働者の危険防止措置を講じず、作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により略式起訴され、令和2年12月28日、罰金刑に処せられた。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当すると認められるため。
18	株式会社大滝工務店	東京都品川区南品川1-3-9	令和4年10月11日から令和4年11月10日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社大滝工務店の使用人は、令和3年10月16日、千葉県発注の航路浚渫工事において、土運船に積載したバックホウを使用して土砂を岸壁に卸す作業中に、同土砂が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置を講じなかったことから、港則法違反で、令和4年6月1日付けで起訴され、同日付けで罰金刑の略式命令を受けた。このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
19	三和工業株式会社	福島県田村市大越町下大越字川向700-1	令和4年11月24日から令和4年12月23日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第3号ウ (贈賄)	三和工業株式会社の役員は、役員就任前に、田村市職員(当時)に公共工事に関する単価表の情報提供を依頼し、情報を提供された謝礼としてギフトカードを贈ったとして、令和4年9月24日、贈賄容疑で福島県警に逮捕された。 このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第3号ウに該当するため当該事業者に対して指名停止を行うものである。
20	前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体	—	令和4年12月12日から令和4年12月26日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表1第7号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体が請け負っている令和2年度中間貯蔵施設(双葉1工区)の受入分別処理・貯蔵工事において、令和4年6月10日、受入分別処理施設内の改質ミキサの清掃をしていた作業員が改質ミキサに巻き込まれる労働災害が発生し、作業員は同年7月21日に死亡した。 当該事故は、安全管理指導等の不適切に起因するものであり、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表1第7号に該当する。
	前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見2-10-2			
	株式会社奥村組	大阪府大阪市阿倍野区松崎町2-2-2			
	株式会社鴻池組	大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-6-1			
	株式会社牟田建設	福島県双葉郡浪江町権現堂字新町66-4			
21	秀和建设株式会社	福島県田村市船引町船引字安久津58	令和4年12月27日から令和5年3月26日まで (福島地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第3号ア (贈賄)	秀和建设株式会社の元代表取締役は、田村市職員(当時)から田村市発注の公共工事の予定価格情報を受けた見返りに飲食接待を提供したとして、令和4年11月4日、贈賄の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。 このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第3号アに該当するため当該事業者に対して指名停止を行うものである。
22	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	東京都港区赤坂1丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ森タワー	令和5年1月5日から令和5年4月4日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第3号ア (贈賄)	株式会社ADKマーケティング・ソリューションズの代表役員等(元代表取締役社長)が、令和元年11月～令和4年1月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事に組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約1,400万円を渡したとして、令和4年10月19日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕されたことを受けたため。
23	MONEAK	東京都杉並区高円寺北3-36-10 ときわ荘203号	令和5年1月11日から令和5年2月10日まで (東北地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表1第3号 (契約違反)	契約を履行する見込みがないと認められたことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領について」(平成30年7月12日付け環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表第1第3号に該当するため。
24	株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8番1号	令和5年2月15日から令和5年11月14日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第5号 (独占禁止法違反行為) 指名停止等措置要領(物品) 別表2第14号 (不正又は不誠実な行為)	令和5年2月8日(水)に、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に係る入札における独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)違反容疑で(株)電通、(株)フジクリエイティブコーポレーション及び(株)セレスポの役員等が逮捕されたため。
	株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚1丁目21番5号			
	株式会社フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青海1丁目1番20号 ダイバーシティ東京オフィスタワー18F			

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
25	株式会社リクデン	福岡県田川市大字川宮1215	令和5年2月13日から令和5年3月26日まで (九州地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第13号 (建設業法違反行為)	同社が、福岡県内の公共工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超えて、下請け契約を締結したため、同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和4年12月22日に福岡県知事より7日間の営業停止処分を受けたため。
26	株式会社ソニック	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 東松原10-22	令和5年2月24日から令和5年3月23日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社ソニックの元役員ら3人は、令和2年7月1日、潜水艦など軍事用途に転用可能な高性能ソナー(水中音波探知機)を無許可で輸出したとして、兵庫県警などから令和3年11月17日、外国為替及び外国貿易法違反の容疑で逮捕され、元役員は同年12月に略式命令を受けた。 このことが、工事請負契約等に係る指名停止等措置要領別表2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当すると認められるため。
27	高野電気工業株式会社	東京都葛飾区奥戸6-11-2	令和5年2月24日から令和5年3月23日まで (関東甲信越)	指名停止等措置要領(工事) 別表2第16号 (不正又は不誠実な行為)	高野電気工業株式会社は、令和5年2月13日に開札を行った「令和4年度皇居外苑馬場先地区ライトアップ電源設備等工事」の一般競争入札(最低価格落札方式)において落札者となった。しかしながら、令和5年2月20日に行った対面の打ち合わせで仕様書の要件を満たさないことを伝えたところ、その場で辞退書の提出があった。このことが、本件の入札手続きに遅延を及ぼすこととなったことによる。
28	日本メディカルオネスト株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目23-13池袋KSビル5階	令和5年2月24日から令和5年5月23日まで (関東地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第3号ア (贈賄)	日本メディカルオネスト株式会社の代表役員等(元代表取締役社長)は、代表取締役社長だった令和3年3月中旬頃、地方独立行政法人が運営する東千葉メディカルセンターの人工心肺装置の調達をめぐる、同センターの臨床工学技士長が、調達業務を受注した会社に、当該業者を通して調達するよう指示するなどの便宜を図った謝礼として現金100万円を渡したとして、令和4年12月1日、贈賄容疑で千葉県警に逮捕された。 このことが、物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領別表2第3号ア(贈賄)に該当すると認められるため。
29	Media Creative Lab合同会社	東京都目黒区目黒2-11-3	令和 5年3月2日から令和 5年 3月15日まで (北海道地方環境事務所管内)	指名停止等措置要領(物品) 別表1第3号(契約違反)	令和4年4月13日付けで釧路自然環境事務所が同社と契約を締結した「令和4年度知床国立公園適正利用等検討業務」について、同社から、仕様書に定める業務の一部に関して履行不能となった旨の申出があり、同社による履行見込みがないと認められたことから、令和5年2月24日、契約書第12条第1項第1号に基づく契約の一部解除に至ったものであり、このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日環境会発第1807124号)別表1第3号(契約違反)に該当すると認められるため。
30	株式会社博報堂	東京都港区赤坂5丁目3番1号	令和5年3月6日から令和5年12月5日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第5号 (独占禁止法違反行為) 指名停止等措置要領(物品) 別表2第14号 (不正又は不誠実な行為)	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が行ったテストイベントの計画立案業務などの入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反したとして、同法第74条第1項の規定に基づき、令和5年2月28日、株式会社電通グループ等6社が公正取引委員会により刑事告発され、同日、東京地方検察庁により起訴されたことを受けたため。
31	株式会社東急エージェンシー	東京都港区西新橋1丁目1番1号			
32	株式会社セイムトゥー	東京都千代田区永田町2丁目4番3号			

No	業者名	本社所在地	指名停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 (指名停止区域)	該当事項	指名停止の理由
33	株式会社KADOKAWA	東京都千代田区富士見2丁目13番3号	令和5年3月6日から令和5年12月5日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第3号ア (贈賄)	株式会社KADOKAWAの元取締役会長等が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事らに対する贈賄罪で令和4年10月4日等に起訴されたことを受けたため。
34	株式会社大広	大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号	令和5年3月6日から令和5年9月5日まで (全国)	指名停止等措置要領(物品) 別表2第3号イ (贈賄)	株式会社大広の執行役員が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事らに対する贈賄罪で、令和4年10月18日、起訴されたことを受けたため。